

## ふれあいランド岩手支援事業福祉体験等協力事業実施要領(抜粋)

### (目的)

第1 「ふれあいランド岩手」(以下「ランド」という。)において、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるために、福祉体験等の活動を希望する学校及びその他の団体に対して協力支援することを目的とする。

### (受付期間)

第2 4月から翌年1月までとする。原則として、2月及び3月は受付しないこととする。

2 原則として、活動希望日の2か月前までとする。

3 スポーツの支援事業と合わせての活動を希望する場合は2か月前の10日までとする。(それ以降は、調整及び対応ができない場合がある。)

### (協力内容)

第3 活動協力の内容は次のとおりとする。

(1) ランドの施設見学

(2) その他、依頼団体が希望する内容

〔例〕 補助犬法及び補助犬に関すること

下肢・視覚・聴覚障がいの理解に関すること

簡易疑似体験(車イス操作・白杖・手話等)

高齢者について理解を深める体験 他

### (受入手順)

第4 活動を希望する団体から問合せがあった場合は、福祉見学・体験学習等依頼申込書兼回答書(別紙1)の提出を求め、必要事項を確認する。

(1) 申請団体への確認事項(希望団体の情報)

① 体験を希望する日程及び内容

② 前年度の取り組み状況

③ その他、必要事項

(2) ランドから伝える事項

① ボランティア団体の都合、ランドの各種事業等の都合及び施設の貸切状況により受入の可否・日程等が確定すること

② 指導ボランティアに対する交通費は依頼団体負担であること

③ その他、必要事項

### (活動までの準備)

第5 申込書を受取り、供覧処理するとともに、受入回答について起案し送付する

(1) 申請団体に対し活動計画(案)を提示する

(2) 指導ボランティアの協力を要する場合は連絡及び調整する

(3) 申請団体より同意を得た活動計画(案)を指導担当ボランティアへ送付する

(4) 申請団体より希望がある場合は活動内容等について打合せを行う

(5) その他

### (指導(対応)者)

第6 受入し活動支援を行う担当者は次のとおりとする。

(1) ランド職員

(2) 登録ボランティア(団体及び個人)

(3) その他(ランド職員の対応が困難な場合は別途検討する)

### (諸経費)

第7 外部指導協力者(ボランティア)に対する交通費程度は、依頼団体で負担することとする。活動の受入に係る職員に対しての諸謝金は無料とする。

### (体験指導者の紹介等)

第8 学校等において車いす・白杖の体験の実施を希望する場合は、指導団体(指導ボランティア)等を紹介することとする。

2 ランドが管理する体験用具の貸出を希望する場合は、福祉体験用具等借用申込書(別紙2)の提出を求め、依頼団体が運搬・管理を行うこととする。(指導ボランティア団体及びランドは貸出のための運搬は行わない。)

3 職員による各種講義等を希望された場合は、原則として対応しないが、本事業の目的を達成されると判断された場合は、職員内部での調整により対応することとする。